

平成 2 9 年度

第 2 回

区 長 会 資 料

(資料編)

- 平成 3 0 年度新役員名簿の提出について P 1 ~ P 3
- 平成 3 0 年度要望書 P 4
- 生ごみの液肥化への取り組み P 5 ~ P 6
- マイナンバー（個人番号）制度について P 7
- 地域福祉について P 8 ~ P 9
- 除雪作業の協力について P 1 0
- 集落向け補助制度一覧表 P 1 1 ~ P 1 7
- 福祉推進員の推薦について P 1 8 ~ P 2 0

と き

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日 (月)

午後 6 時 3 0 分 ~

ところ

中央公民館 大集会室

平成29年11月27日

区長（自治会長）各位

八頭町長 吉田 英人
(公印省略)

平成30年度新役員名簿の提出について（お願い）

初冬の候、貴職におかれましては、ますますご健勝でご活躍のことと存じます。この一年間、町政推進のため、多大なるご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、新年を迎えますと、貴集落内の役員さんも改選されることと思いますが、新区長さんにつきましては、文書発送の都合もありますので、電話等で連絡をいただきますようお願いいたします。

また、他の役員さんにつきましては、決まり次第、別紙役員報告書に記入のうえ提出していただきますよう併せてお願いいたします。

本年も残すところ、あとわずかとなりましたが、今後ともご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

総務課 電話 76-0201 FAX 73-0147
船岡住民課 電話 72-0044 FAX 73-0290
八東住民課 電話 84-1222 FAX 84-2818

平成 年 月 日

八頭町長様

配布枚数	枚	集落内の班数	集落名
各集落公民館等への保存分は含めないでください。		班	区長 (自治会長)

平成30年度 新役員報告書

役員名	氏名	性別		任期(就任年月日)	該当地域
		男性	女性		
区長(自治会長)	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
公民館長	住所			平成 年 月 日から	船岡 八東
	電話			平成 年 月 日まで	
農事実行組合長	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
婦人会長(世話役)	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
体育委員	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
健康づくり推進委員	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
自警団長	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
老人クラブ会長	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
人権教育部落推進員 (同和教育部落推進員)	住所			平成 年 月 日から	郡家 船岡
	電話			平成 年 月 日まで	
環境美化推進員	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
交通安全推進員 (交通安全協会)	住所			平成 年 月 日から	八東
	電話			平成 年 月 日まで	

★男女共同参画に関する女性登用率の調査のため、次の役職について性別の記載(○印)をお願いします。

役員名	氏名	性別	
		男性	女性
副 区 長			
会 計			

※ 役員が複数名になる場合は裏面の追加欄に記入してください。

※ 役員の報告は名簿の提出をお願いします。

(開庁時間外に各庁舎へ持参される場合は、宿日直へ預けてください。)

FAX先 総務課73-0147 船岡住民課73-0290 八東住民課84-2818

(新役員報告書追加欄)

役 員 名	氏 名	性 別		氏 名				
		男性	女性					
				平成	年	月	日から	
	住所			平成	年	月	日まで	
	電話							
				平成	年	月	日から	
	住所			平成	年	月	日まで	
	電話							
				平成	年	月	日から	
	住所			平成	年	月	日まで	
	電話							
				平成	年	月	日から	
	住所			平成	年	月	日まで	
	電話							
				平成	年	月	日から	
	住所			平成	年	月	日まで	
	電話							
				平成	年	月	日から	
	住所			平成	年	月	日まで	
	電話							
				平成	年	月	日から	
	住所			平成	年	月	日まで	
	電話							
				平成	年	月	日から	
	住所			平成	年	月	日まで	
	電話							
				平成	年	月	日から	
	住所			平成	年	月	日まで	
	電話							
				平成	年	月	日から	
	住所			平成	年	月	日まで	
	電話							

平成 年 月 日

平成30年度要望書（総務課関係）

集 落 名 ()

区長（自治会長）名 ()

区分	要望施設名	要 望 内 容
消防施設整備補助	<例>ポンプ、防火水槽、ホース等	<例>必要な理由、〇〇ヶ所、概算事業費〇〇万円等
防犯灯設置補助	<例>新設、修繕〇ヶ所	<例>必要な理由、概算事業費〇〇万円等
集会所改修等	<例>集会所、広場、遊具、倉庫等	<例>必要な理由(新築、改修等)、建築面積〇〇㎡、敷地面積〇〇㎡、概算事業費〇〇万円等
カーブミラー	<例>新設、修繕〇ヶ所	<例>必要な理由、概算事業費〇〇万円等
その他		

※それぞれ要望内容が分かる位置図、平面図等を添付してください。

※紙面が足りない場合は、別様で提出いただいてもよろしいです。

※この要望書は、予算確保に向けたもので申請書ではありませんので、事業実施の際には事前に担当課へご相談ください。

※要望書は、平成30年1月15(月)までに総務課・船岡住民課・八東住民課へ提出してください。

○生ごみの分別回収による液肥への取組について

八頭町ではごみの減量化を進め、資源を有効にリサイクルするため、各家庭から出る生ごみを回収し、液肥にリサイクルする事業を推進しています。

平成19年度から20年度にかけてモデル地区を設置し、本格的に実施したところ、多くの皆様方から好評を得て、現在、八頭町で54集落まで実施エリアを拡大することができました。

この事業の実施をご検討いただける集落がありましたら、町民課までご連絡ください。日程等を調整して、こちらから集落への説明会を開催させていただきます。

○実施日 週に2回（可燃ごみ収集日と同一）回収。 ※祝日を除く

○実施方法

- ・各家庭に蓋付きのバケツを配布いたします。
 - ・ごみステーションに収集用の大きな蓋付きのバケツを設置します。
 - ・家庭で出た生ごみは、各家庭に配布した蓋付きのバケツに入れて保存してください。水切りをしなくてもリサイクルされますが、バケツを運ぶ際のご負担になりますので、軽く水切りをお願いします。
 - ・週に2回（可燃ごみと同一日）回収されますので、収集日の朝8時30分までに、ごみステーションに設置してある専用のバケツに生ごみを投入してください。
 - ・収集業者がステーションのバケツを回収し、新しいバケツを置いて帰ります。
- ※生ごみとして出せないごみは、パンフレットをご覧ください。



家庭用のバケツ（13リットル）



ステーション用のバケツ（約50ℓ）
ねじってフタを閉めるタイプなので、
猫等が開けることができません。

○お願い

集落で実施世帯数が増えたりした場合は、連絡をお願いします。必要なバケツ、資料等は準備させていただきますので、ご協力願います。

生ゴミ液肥化の分別区分表

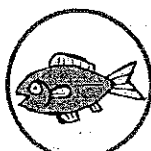
分別に際し以下の点にご注意ください。

液肥にできるもの (食べられるもの)

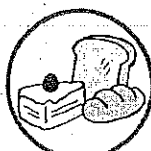
口の中へ入れられる物(食べられる物)ならすべて可能です。



残飯



魚



パン・ケーキ



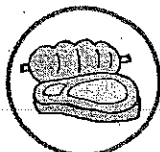
野菜



果物の皮



果物



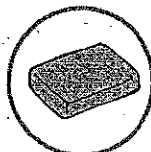
肉



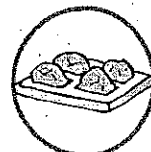
エビ・カニ殻



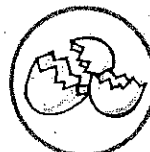
あさり・しじみ



こんにゃく



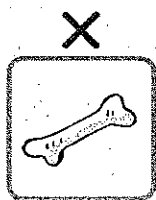
冷凍食品



卵の殻

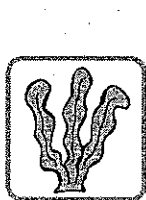
注意が必要なもの

これらのものは細かく砕くか、もしくは切ってから投入してください。大きいまま投入すると、機械の故障の原因となります。



大きな骨

※手羽先などの小さな骨は問題ありません



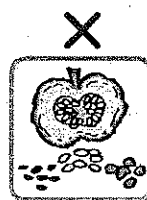
コンブ・ワカメ



サザエ・アワビ等
大きな貝殻



玉ネギの表皮、
タケノコ・とうもろこしの皮、芯



種

※特にかぼちゃの種(中心でかたまっている部分)は取り除いてください。

※上記のもので、切れないもの、砕けないものは投入しないでください。

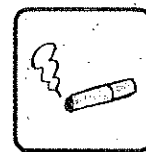
※ひも状のもの(昆布・かんぴょうなど)は細かく切って投入してください。約5cm

液肥にできないもの (食べられないもの)

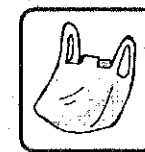
人間の食べられないものは入れられません。例えば多量の油・塩など、ビニール・金属・木材・草木・皮などの異物で機器の故障の原因になり、同時に良い有機土壌活性液ができません。ご注意ください。



木片・紙類・繊維類



たばこ



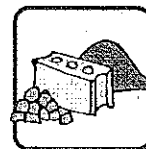
ポリ袋



金属・ガラス類



プラスチック容器



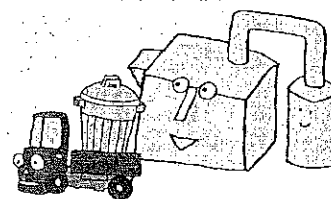
石・土
コンクリート



油・アルコール
(多量のとき)
調味料・薬品



花

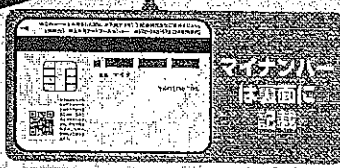
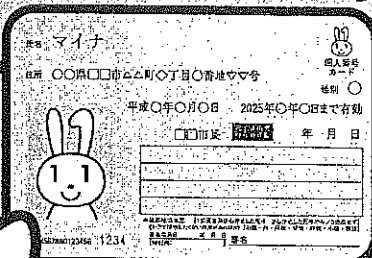
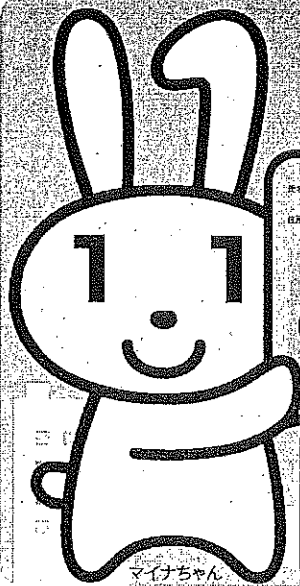


※上記のものは機械の故障の原因を引き起こすと同時に、良質な有機土壌活性液の生成の妨げとなります。投入をしないようお願いします。

※特に腐敗物は発酵の妨げとなりますので、食べられないと解ったら機械へ投入せず、ほかへ捨ててください。

※回収用の容器に腐敗防止のために防腐剤等の薬品を入れるのはやめてください。

申請してね！マイナンバーカード



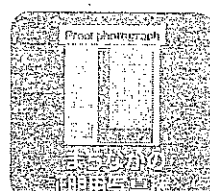
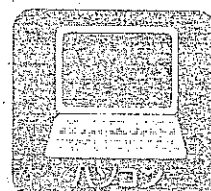
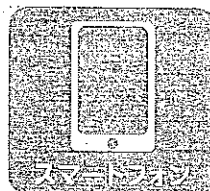
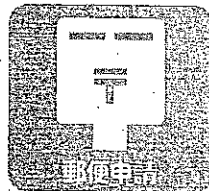
交付手数料は無料

※紛失その他に伴う再発行手数料は有料

**カード一枚で
マイナンバーと
本人の確認ができます**

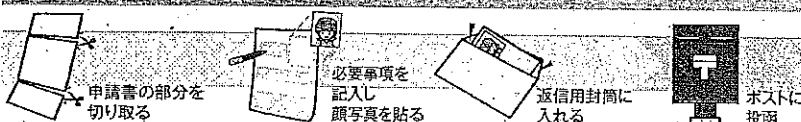
大切にしてください

**申請
方法**



※まちなかの証明用写真機は、利用の多い場所から順次対応していく予定であり、申請できるものとできないものがあります。

郵便申請イメージ



申請方法の詳細については
公式サイトでござんください。

[マイナンバーカード 申請](#) [検索](#)

※カードの申請は任意になります

マイナンバーカードの受け取り

交付場所などをお知らせする交付通知書（はがき）をご自宅に届きます。

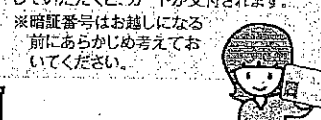


必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書（はがき）に記載された期限までに、記載された交付場所にご本人がお越し下さい。

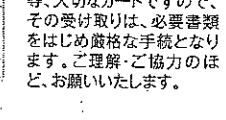


交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただく。カードが交付されます。

※暗証番号はお越しになる前にあらかじめ考えておいてください。



●マイナンバーを証明する等、大切なカードですので、その受け取りは、必要書類をはじめ厳格な手続となります。ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。



マイナンバーに関するお問合せは

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 (無料)

・一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、

通知カード・マイナンバーカードについては 050-3818-1250

その他のお問合せについては 050-3816-9405

におかけください。

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>

その他お問合せ

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

・通知カード・マイナンバーカードに関すること.....0120-0178-27

・マイナンバー制度に関すること.....0120-0178-26

※聴覚障害者専用お問い合わせFAX番号.....0120-601-785

【マイナンバー総合サイト】から専用FAX用紙をダウンロードできますので、ご活用ください。

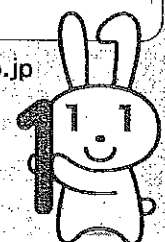
ご注意 ・皆様にお届けしている通知カードは、マイナンバーを証明する書類としてのみ利用することができます。書類ですので、身分証としては利用しないようお願いします。

・身分証をご希望の方は、是非マイナンバーカードを申請してください。



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications



まちづくり委員会の活動状況 (平成 29 年度事業計画より)

地区・愛称	まちづくりカフェ	体操	ランチ(食事会等)	その他主な活動(カフェの中での活動を含む)
安部地区 「あべ茶や」	毎週月・火・木曜日 10:00～16:00	●健康体操 第1木曜日 ●百歳体操 第4木曜日	独居高齢者等を対象とした 地区サロン(なかよし会) 第3木曜日 11:30～	高齢者と子ども(保育園児、小学生)の交流 悪質商法対策講座、高齢者の交通安全教室など 「ミニ、見にギヤラリー」作品展示
上私都地区 「こいち」	毎週月・木曜日 13:30～16:00	●体操教室 第1・3火曜日 10:00～ ●百歳体操 毎週月曜日	高齢者いきいき教室 第4火曜日 9:30～15:30	エコクラフトづくり、カフェの中での認知症高齢者の見守り、集落サロンへの参加や集落への出張見守り、悪質商法や振込め詐欺対策講座、料理教室、夏冬春休み子ども交流、お菓子づくり、スポーツ吹矢、ピザ窯設置、寺子屋(第1・3日曜日午後)、野菜販売、上私都探検隊ツアー
済美地区 「憩や」	毎週水曜日 13:30～16:00 出張カフェ 第3金曜日(水口) 第4金曜日(塩上)	●わいわい体操 第2・4月曜日 13:30～15:00 ●百歳体操(地区公) 毎週水曜日 9:30～11:30		グラウンドゴルフ大会、子ども交流(2～3月)、集落内巡回見守り、健康講座、認知症予防教室、共生の森事業(5/14・11月)、悪質商法対策講座、燻製づくり、サロン交流会
大江地区 「なごみ」	毎週木曜日 13:30～16:00 出張カフェ(集落公民館) 第1火曜日(大江) 第3水曜日(寺前) 第4水曜日(橋本)	●体操教室 第1・3木曜日 13:30～15:30 ●百歳体操(橋本) 第4水曜日	作って食べよう 第2木曜日 10:00～	高齢者と子ども(小学生)の交流、悪質商法や振込め詐欺対策講座、脳トレゲーム、茶会(年2回)、 ぼたもち配布(年2回:独居高齢者対象)
下私都地区 「きんざいや」	毎週木曜日 13:30～16:00	●百歳体操 毎週木曜日(カフェの中で)	第3木曜日 11:30～12:30	まちづくりカフェの中で、スポーツ吹矢・グラウンドゴルフ・ペタリングなどの軽スポーツ、お菓子づくり、カラオケ大会、子ども交流会、認知症予防教室、ビデオ鑑賞、夏休み勉強会、サロン交流会
東郡家地区 「だから」	毎週火曜日 13:30～16:00	●3B体操/百歳体操 毎週火曜日(カフェの中で)	不定期(火曜日)	夏休み施設開放(小学生)、小物づくり、楽器演奏、ゲームなど
大御門 「にここ」	毎週金曜日 13:30～16:00	●3B体操 第1火曜/金曜日 ●百歳体操 毎週金曜日(カフェの中で)	世代間交流の時(隔月)	まちづくりカフェ、小物づくり、囲碁将棋カフェ、子ども交流会(夏・冬)、世代間交流(ミュージック・ケアなど)
中私都地区 「ぶらっと中私」	毎週水曜日 13:30～16:00	●百歳体操 毎週水曜日(カフェの中で)	不定期(水曜日)	まちづくりカフェ、小物づくり、料理教室、消防講習、子ども交流、グラウンドゴルフ
隼地区 「すまいる隼」	毎週火曜日 13:30～16:00	●百歳体操 毎週火曜日(カフェの中で)		誕生日会(毎月最終火曜日)、振込め詐欺対策講座、子ども交流など

●いきいき百歳体操・・・平成29年度より始まった介護予防・総合事業の「住民主体通所サービス」を受託して実施しています。

※各地区の活動状況は、町ホームページ(ホーム→各課のお知らせ→福祉課(福祉事務所)→地域福祉(まちづくり委員会))でご覧いただけます。

支え愛マップ 作成による

災害発生時の
避難支援の
仕組みづくり

避難支援に係
る課題解決に
向けた取組

避難支援に
必要な
資器材の整備

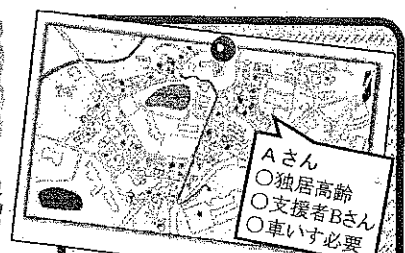
応援します！

地域に暮らしている「要支援者（※）」を支えるための、
災害発生時の避難支援の仕組みなど、住民同士でつくる取組みを支援します。
※例えば……一人暮らし、寝たきり及び認知症等の高齢者、障がいのある方 など

災害時要支援者対策 促進事業

申込期限
12/1まで

- 支え愛マップの作成 ※必須事業
- 要支援者の特性に応じた個別避難訓練の実施
- 要支援者の見守り、避難支援等に係る研修会・講習会の開催 など



補助限度額：1住民組織あたり5万円以内
(H28年度までにわが町支え愛活動支援事業の補助を受けていない住民組織が対象)

災害時要支援者対策 ステップアップ事業



申込期限
8/24まで

- 「地域支え愛会議」の立ち上げ ※必須事業
自治会長・町内会長や福祉推進員などがリードし、住民が自らの地域の福祉課題を話し合う。支え愛マップを活用して問題を共有し、「支え愛」の充実を目指す。
- 支え愛マップづくりで認識・共有された避難支援に係る課題解決に向けた取組
災害時の障がいのある方の個別避難支援、認知症徘徊模擬訓練など、支え愛マップづくりで共有した避難支援に係る課題の解決に向けた取組み。

補助限度額：1住民組織あたり10万円以内
(H28年度までにわが町支え愛活動支援事業の補助を受けた住民組織が対象)

※「落岩」「麻生」「東市場」「市場」「篠波」「郡家中区」「郡家西区」「福本」「西御門」「新庄」「見槻中」「西谷」「福井」「橋本」「皆原」「新興寺」「日田」「小別府」「茂田」「北山」が対象

災害時要支援者対策モデル事業

申込期限
12/1まで

- 上記、促進事業及びステップアップ事業を単年度で実施
支え愛マップづくりや地域支え愛会議を通じ、要支援者に対する災害時の避難支援の仕組みづくりや支え愛避難所、その対応を円滑に進めるための平常時の見守りの取組み、及び災害時の要支援者の避難支援に係る課題の解決に向けた取組み。
※支え愛マップの作成、要支援者の特性に応じた個別避難訓練の実施、地域支え愛会議の立ち上げ・運営、「支え愛避難所」の点検・資器材の整備は必須事業

補助限度額：1住民組織あたり10万円以内
(H28年度までにわが町支え愛活動支援事業の補助を受けていない住民組織が対象)

支え愛 マップ とは

日常生活を送る上や災害発生時の避難において、誰かの支援を必要とする地域住民の情報を、地図上にまとめたもの。防災体制の確認だけでなく、日ごろからの気くばりや「支え愛」の必要性を住民同士で共有することができます。

▼補助対象

- 住民組織
住民自治を行うための意思決定機関（総会、役員会など）があり、それに基づく活動や予算を確保されている最小単位の区域。（町内会、集落、自治会、公民館など）

▼対象経費

報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費

【お問い合わせ先】 八頭町社会福祉協議会（TEL72-0021）へお問い合わせください。

平成29年11月27日

各 区 長 様

八 頭 町 建 設 課 長

除雪作業のご協力について（お願い）

初冬の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、町行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、今年も降雪期を迎え、本町としましても主要幹線やスクールバス路線を中心に計画を策定し、体制を組み、除雪作業に備えているところです。

つきましては、下記の点について集落内に周知していただき、円滑な除雪作業にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 生活道路の除雪は、地区住民の皆様のご理解をお願いします。

*除雪車により順次各路線の除雪を行いますが、降雪量により除雪が遅れることがあります。また路線の支障樹木の取除きや有害鳥獣の電柵及びメッシュの移動等、皆様のご理解をお願いします。

2 路上駐車や放置車両の取扱いについてご協力をお願いします。

*作業中の除雪車には、危険ですので近づかないでください。また、路上駐車や路上放置車は、除雪作業の障害となり、作業が遅れるなど迷惑になりますので、路上駐車等は絶対しないようご協力をお願いします。

除雪の支障となる場合、除雪しないこともありますので、ご承知ください。

3 機械除雪についてご理解をお願いします。

*「家の前を苦労して雪かきしたのに、除雪車が雪を積み上げていく」等の苦情が寄せられます。家屋が密集している道路ではやむを得ない場合がありますので、ご理解をお願いします。

除雪に関する問合せ

八頭町役場建設課

除雪係（TEL 76-0206）

集落向け補助制度一覧表

- ①八頭町集落公民館等整備事業補助金
- ②八頭町消防施設整備事業補助金
- ③八頭町防犯灯設置補助金
- ④八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
- ⑤八頭町農業用施設等整備費補助金
- ⑥八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
- ⑦-1.2 八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金
- ⑧八頭町土木事業原材料支給
- ⑨八頭町資源ごみ回収報奨金
- ⑩除雪機購入補助

☆基本的に翌年度の当初予算になりますので、4月以降の事業実施となります。
また、原則として年度中途での申請には対応できませんのでご了承ください。
※ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

①

補助金名	八頭町集落公民館等整備事業補助金		
補助事業概要	集落公民館等の新築・増改築並びに付属施設（広場、遊具、倉庫等含む）を改修する経費に対し費用を補助するもの。		
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)		
	補助対象事業費	補助対象事業費限度額	補助金
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の新築又取得(改修費含む)若しくは改築に要する経費	60世帯以上の集落 2,400万円	補助対象事業費(補助対象事業費限度額が設定されている場合は当該額)に新築又は取得(改修費含む)に要する経費の場合、31世帯以上は10分の2.5、21世帯以上30世帯未満は10分の3.5、11世帯以上20世帯未満は10分の4、10世帯以下の集落の場合は10分の5、その他の場合は、31世帯以上10分の2、21世帯から30世帯未満は10分の2.5、11世帯から20世帯未満は10分の3、10世帯以下の集落の場合は10分の4を乗じて得た額以内で予算の範囲内の額(用地購入費は除く。)なお、取得の場合は、認可地縁団体による登記を必要とする。
		30世帯以上59世帯以下の集落 2,200万円	
		29世帯以下の集落 2,000万円	
	建築面積が5平方メートル以上の集落公民館等の増築又は一部改築に要する経費	300万円	
	事業費が10万円以上の集落公民館等の改修に要する経費	300万円	
	事業費が120万円以上の集落公民館等の増築及び改修を併せて行う場合又は一部改築及び改修を併せて行う場合に要する経費	600万円	
	事業費が10万円以上の集落公民館等のバリアフリー化のための改修に要する経費	300万円	
	敷地面積が100平方メートル以上の広場等の新設又は増設に要する経費	250万円	
	事業費が10万円以上の広場等の改修に要する経費	250万円	
	事業費が10万円以上の遊具等の新設、更新、又は修繕に要する経費	75万円	
	事業費が10万円以上の倉庫等の新設又は更新に要する経費	250万円	
	事業費が10万円以上の倉庫等の修繕に要する経費	75万円	また事業費10万円以上のトイレ改修は21世帯以上は10分の4、20世帯以下は10分の5を乗じて得た額以内で予算の範囲内の額。
	事業費が10万円以上の有線放送設備の改修に要する経費	400万円	
事業費が10万円以上の無線放送設備の新設及び改修に要する経費	400万円		
事業費が2万円以上の集落名称等の表示看板設置に要する経費	10万円	補助対象事業費に10分の5を乗じて得た額	
摘要 (申請手続等)	基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書を添付し、総務課に提出して下さい。		

担当課：総務課（76-0201）

②

補助金名	八頭町消防施設整備事業補助金				
補助事業概要	消防施設の新設、修繕、購入費用に対し補助するもの。				
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額（千円未満の端数切捨て）以内で予算の範囲内の額。				
	区分	施設名	補助率	備 考	
	新設	小型ポンプ一式	4/5以内		
		防火水槽	4/5以内		
		消火栓	2/3以内但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10		補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4		補助対象事業費限度額250万円 (基準額10万円以上)
		ホース乾燥設備	1/3以内		補助対象事業費限度額40万円
		サイレン			
	修繕	小型ポンプ(軽可搬)	1/3以内		補助対象事業費限度額30万円 (基準額2万円以上)
		消火栓(移転含む)	2/3以内但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10		補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4		補助対象事業費限度額75万円 (基準額10万円以上)
		防火水槽	9/10以内		補助対象事業費限度額100万円
		ホース乾燥設備	1/3以内		補助対象事業費限度額40万円 (基準額2万円以上)
		サイレン			
	購入	ホース	1/3以内		
		管鎗			
		水利表示			
		ホース格納箱			
		吸管			
		異形媒体			
		スタンドパイプ			
		簡易水槽			組み立て式で持ち運びが容易なもの
		AED	31世帯以上 10分の3 21世帯～30世帯 10分の3.5 11世帯～20世帯 10分の4 10世帯以下 10分の5		
摘 要 (申請手続等)		基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書（修繕の場合は修繕箇所の写真）を添付し、総務課防災室に提出してください。			

担当課：総務課防災室（76-0203）

③

補助金名	八頭町防犯灯設置補助金																																																				
補助事業概要	集落が行う防犯灯の新設、修繕、移転費用に対し、町が補助するもの。																																																				
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た額(千円未満の端数切捨て) ○蛍光管の場合 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>補助率</th><th>補助金額上限</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td>新設</td><td>1/2</td><td>10,000円/基</td><td></td></tr> <tr> <td>修繕</td><td>1/2</td><td>5,000円/基</td><td>蛍光管の玉替えは修繕補助対象外とする。</td></tr> <tr> <td>移設</td><td>1/2</td><td>10,000円/基</td><td></td></tr> </table> ○LED灯の場合 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>種類</th><th>補助金額上限</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td rowspan="2">LED灯の新設・移設</td><td>県内製造品</td><td>15,000円/基</td><td>移設は蛍光管を撤去し、別箇所へLED灯を設置する場合</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>10,000円/基</td><td>〃</td></tr> <tr> <td rowspan="2">蛍光管からLED灯への取替</td><td>県内製造品</td><td>9,000円/基</td><td>器具(本体・LED管・カバー等)一式交換の場合</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>6,000円/基</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>修繕</td><td>1/2</td><td>5,000円/基</td><td>LED灯の玉替えは修繕補助対象外とする。</td></tr> <tr> <td>移設</td><td>1/2</td><td>10,000円/基</td><td>LED灯を既存箇所から別箇所に移す場合</td></tr> </table> ○防犯灯柱の新設・修繕 <table border="1"> <tr> <td>新設</td><td>1/4</td><td>16,000円/基</td><td>ポール設置費用を補助</td></tr> <tr> <td>修繕</td><td>1/4</td><td>9,000円/基</td><td>ポール取替等費用を補助</td></tr> </table>			区分	補助率	補助金額上限	備 考	新設	1/2	10,000円/基		修繕	1/2	5,000円/基	蛍光管の玉替えは修繕補助対象外とする。	移設	1/2	10,000円/基		区分	種類	補助金額上限	備 考	LED灯の新設・移設	県内製造品	15,000円/基	移設は蛍光管を撤去し、別箇所へLED灯を設置する場合	その他	10,000円/基	〃	蛍光管からLED灯への取替	県内製造品	9,000円/基	器具(本体・LED管・カバー等)一式交換の場合	その他	6,000円/基	〃	修繕	1/2	5,000円/基	LED灯の玉替えは修繕補助対象外とする。	移設	1/2	10,000円/基	LED灯を既存箇所から別箇所に移す場合	新設	1/4	16,000円/基	ポール設置費用を補助	修繕	1/4	9,000円/基	ポール取替等費用を補助
区分	補助率	補助金額上限	備 考																																																		
新設	1/2	10,000円/基																																																			
修繕	1/2	5,000円/基	蛍光管の玉替えは修繕補助対象外とする。																																																		
移設	1/2	10,000円/基																																																			
区分	種類	補助金額上限	備 考																																																		
LED灯の新設・移設	県内製造品	15,000円/基	移設は蛍光管を撤去し、別箇所へLED灯を設置する場合																																																		
	その他	10,000円/基	〃																																																		
蛍光管からLED灯への取替	県内製造品	9,000円/基	器具(本体・LED管・カバー等)一式交換の場合																																																		
	その他	6,000円/基	〃																																																		
修繕	1/2	5,000円/基	LED灯の玉替えは修繕補助対象外とする。																																																		
移設	1/2	10,000円/基	LED灯を既存箇所から別箇所に移す場合																																																		
新設	1/4	16,000円/基	ポール設置費用を補助																																																		
修繕	1/4	9,000円/基	ポール取替等費用を補助																																																		
摘 要 (申請手続等)	基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書等工事の内訳がわかるもの、設置場所の地図を添付し、総務課防災室に提出してください。																																																				

担当課：総務課防災室（76-0203）

④

補助金名	八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
補助事業概要	防災用として作成する土嚢に対し、原材料となる真砂土を支給する。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間3,500円以内の額。 (1箇所あたり概ね2tダンプ1台)
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、総務課防災室に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑤

補助金名	八頭町農業用施設等整備費補助金
補助事業概要	農道・農業用排水路等の改修、補修、維持管理に係る経費の一部を助成する。
補助金の額 (限度額等)	対象経費の4/10以内（ただし、1団体当たり上限20万円）
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に産業観光課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑥

補助金名	八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
補助事業概要	農道、林道、農業用排水路等の施設整備に対し、原材料を支給する。 ※町道、私道及び利用者を制限している路線は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、産業観光課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑦-1

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (鳥獣追払い用具購入事業)
補助事業概要	ニホンザル等の鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、地元住民による集団的な追払い活動を実施する団体等に対し、電動モデルガン等の追払い用具の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの集落づくりの強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	電動モデルガンについては、購入経費の2/3 その他の用具(花火、モデルガンの弾、爆竹等)については、購入経費の2/3 (ただし、1団体当たり上限2万円)
摘 要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑦-2

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (集落づくり推進支援対策事業)
補助事業概要	地域住民が協力して、鳥獣被害対策に積極的に取り組む意向を持つ集落等に対して、支援を行い地域ぐるみでの被害対策の普及・促進を図る。
補助金の額 (限度額等)	研修会等の開催経費、餌づけ要因の除去作業及び侵入防止柵の見回り等の経費 (ただし、1団体当たり上限30万円)
摘 要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧

補助金名	八頭町土木事業原材料支給
補助事業概要	町道及び集落内法定外公共物等(赤線など)の整備促進を図るため、共同で事業を行う代表者に対して原材料を支給する。 ※私道及び利用者を制限している道路、水路等の法定外公共物等は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、建設課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：建設課（76-0206）

⑨

補助金名	八頭町資源ごみ回収報奨金
補助事業概要	自治会、子供会、PTA、婦人団体、老人クラブ等、資源ごみ回収に協力する団体に報奨金を交付し、資源の再利用の推進とごみの減量化を図る。
補助金の額 (限度額等)	古紙類 1kgあたり 2円 金属類 1kgあたり 1円 ビン類 1本あたり 1円
摘 要 (申請手続等)	報奨金を受けようとする団体は、事前に「資源ごみ回収団体届」を町民課環境衛生係に提出してください。 資源ごみ回収後、回収業者の証明書と資源ごみ回収報奨金交付申請書を町民課環境衛生係に提出してください。 (申請時に印鑑と振込先が分かるものが必要です。)

担当課：町民課（76-0211）

⑩

補助金名	除雪機購入補助
補助事業概要	集落内町道及び県道歩道除雪を行うため小型除雪機の購入、貸与の支援。 負担額は事業費のおおむね4分の1の額で貸与後の維持管理は各自治会で行う。
補助金の額 (限度額等)	20PS相当除雪機（除雪幅1.1m程度） 事業限度額1,544千円（地元負担額 386,000円） 11PS相当除雪機（除雪幅0.8m程度） 事業限度額 712千円（地元負担額 178,000円） ※額については参考数値です。
摘 要 (申請手続等)	交付金を受けようとする集落は、建設課に相談してください。 ※12月納品のためには、遅くとも4月中の決定が必要です

担当課：建設課（76-0206）

各 集 落 区 長 様

社会福祉法人
八頭町社会福祉協議会
会長 桑 村 和 義

当法人におきましては、これからも福祉向上に一層の努力を致す覚悟でございますので、今後とも、ご支援ご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

記

1. 推薦人数 1名
2. 任 期 平成30年4月1日より平成32年3月31日までの2年間
(福祉に関心をもち、2年間継続して活動していただける方の
推薦をお願いします。)
3. 提出期限 平成30年2月28日
4. お問合せ先 八頭町社会福祉協議会 本所(郡家) Tel. 72-0021
船岡支所 Tel. 73-0672
八東支所 Tel. 84-2210

◆福祉推進員とは

福祉推進員は、集落ごとに社会福祉協議会が委嘱します。

福祉推進員は、地域の福祉活動に積極的に参加し、近隣の住民に一声かけたり、民生児童委員やボランティア、愛の輪協力員、地域福祉推進協議会委員、小地域福祉組織（まちづくり委員会）、社会福祉協議会などと協力して、地域の福祉問題（ニーズ）を発見し、連携して解決に結びつけるなどの役割があります。

◆活動内容

①見守りネットワーク活動「こだまネットワーク」への参画

- ・見守り活動、声かけ
- ・熱中症予防等の見守り活動

②集落・地区での支援活動への参画

- ・ふれあいサロンへの協力
- ・まちづくり委員会活動への協力

③福祉問題の把握、関係機関への連絡

- ・一人暮らしで話相手がない、食事の支度や毎日の買物・通院で困っている、介護保険を受けたいが手続きがわからない等地域にある福祉課題を把握し、関係機関に連絡をします。

④住民への参加の働きかけ

- ・福祉座談会への参加呼びかけ
- ・ボランティア活動の啓発

推 薦 書

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
任 期 期 間	平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日

社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会の福祉推進員に上記の者を推薦します。

社会福祉法人
八頭町社会福祉協議会
会 長 桑 村 和 義 様

平成 年 月 日

集 落 名

推薦人氏名 ㊟

